

食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

参考資料 4

令和7年度予算（案）額 30百万円（36百万円） [食品ロス削減推進調査経費]

令和7年度予算（案）額 1.7百万円（1.6百万円） [食品ロス削減推進会議]

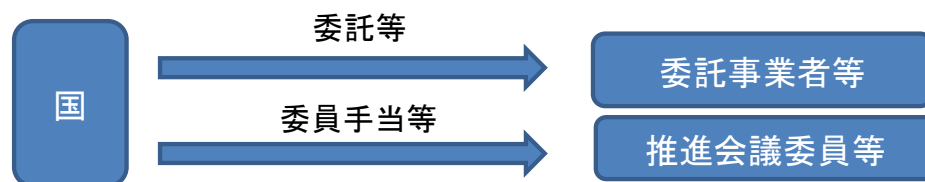
事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
 - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
 - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
 - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
 - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
 - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
 - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 事業系食品ロス及び家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する。

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度予算（案）額 57百万円（令和6年度予算額 62百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕
令和7年度予算（案）額 6.8百万円（令和6年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行う。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行う。

事業イメージ・具体例

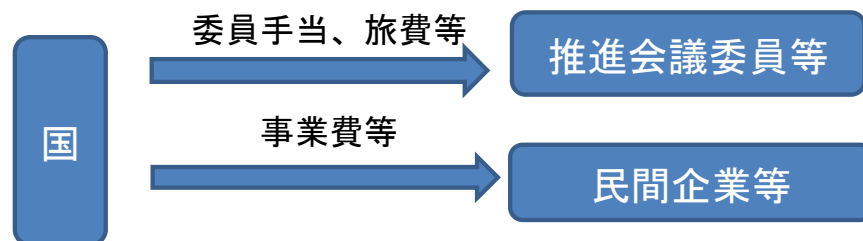
- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
 - ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行う。
 - ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育等について議論を行う。

事業イメージ・具体例

- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進
 - ・消費者被害の未然防止を図るため、若年者や高齢者、障害者等を対象とした「消費者力」育成・強化のための体験型教材について、最新の手口等の拡充を行い、実践的な消費者教育を推進する。
 - ・各世代の消費者自身による教材の活用を促進するため、コーディネーターや若者等の新たな担い手の育成・協働を進め、教材活用の取組を推進する。

※成年年齢引下げ後の消費生活相談の実態も踏まえ、若者に直接情報を届けるための機会を創出し、効果的な情報発信を実施する。
- 事業者における消費者教育の推進
 - ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進する。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、情報発信の取組を強化する。
 - ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成する。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促す。

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和7年度予算案：こども政策推進事業委託費 20.1億円の内数（15.4億円の内数）

目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
（3）コンテンツの整理、情報発信

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

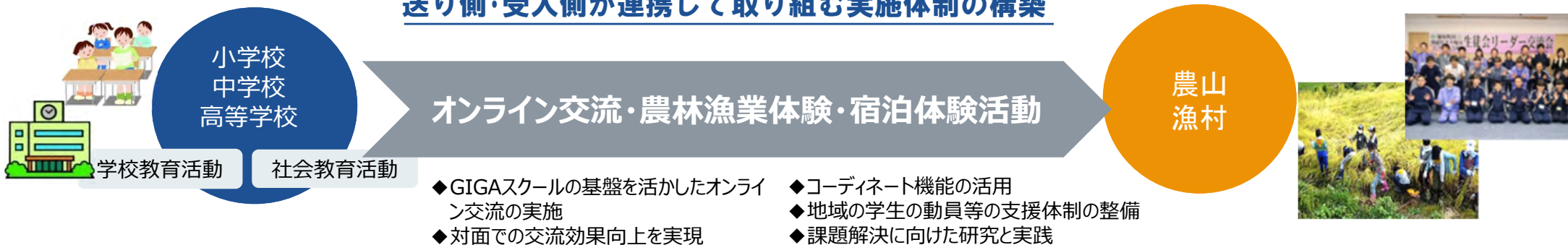
【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7 予算額（案）： 18 百万円
（R6 予算額： 18 百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 （調整費、運営費、謝金、特産品の交換） 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

- 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- 映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介



令和5年度第1号(通巻35号)では、「召し上げれ、日本」の連載ページでそうめんを紹介。

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上げれ、日本」という連載等、「食」についても発信。在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



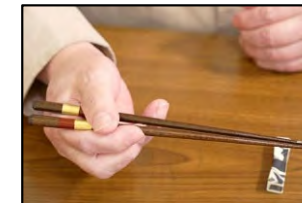
過去の
作品例



正月を彩る餅〜雑煮と花餅〜



食育〜食を通じた学び〜



日本の箸



美味しく食べきる!
〜食料廃棄に挑む最新技術〜

ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

在外公館文化事業＜和食＞

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



日本祭りにおける和菓子レクチャー デモンストレーション ボリビア（サンタクルス市） （令和5年10月）

●和菓子専門の講師を招き、ユネスコ無形文化遺産に申請された和菓子を紹介・展示。対面式で和菓子作成を実施披露。和菓子を通じて「和」の美しさ等をレクチャーした。

●100人の参加者枠が予想を上回り150人の参加となり、全員が見学できるようリアルタイムでバックスクリーンでも流した。体験型に取り組んだことにより多くの参加者に楽しんでもらえ、日本や日本文化に関心が高まった。



魅力溢れる愛媛： 日中文化交流－愛媛カルチャーフェア 中国（北京市） （令和6年1月）

●愛媛の観光、文化の魅力を発信するイベントにおいて、利き酒師の資格も有する講師による日本の酒類や調味料に関するレクチャーや愛媛県の商品を含めた日本の酒類等の試飲や試食を行った。

●約130人が来場。中国人講師による中国語での説明により、日本酒をはじめとする日本の酒類等について、その魅力を十分に紹介することができた。参加者の反応も良く、「日本の文化に対する理解が深まった」等のコメントが寄せられた。



さくらんぼ祭りにおける 餅つきパフォーマンス キプロス（カンボス村） （令和6年6月）

●カンボス村で毎年実施される「さくらんぼ祭り」にて日本の伝統文化である餅つきのレクチャー及びパフォーマンスを実施。実際に参加者に餅つきを体験してもらい、試食も行うことで、具体的で記憶に残る日本文化体験を行った。

●120人の参加者を予定していたところ、2倍の240人の参加者となり、現地メディア5件で本事業についての報道がなされた。また、農業・環境大臣の参加を得られることができ、現地での和食への理解・関心が高まった。

学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

背景	- 学校給食における有機農産物等の活用は、児童生徒に安心・安全な食材を提供するために有効であるとともに、食育の観点からも教育的意義を有する。 - 食料・農業・農村基本法が改正され、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められており、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決への支援が必要。また、オーガニックビレッジ等との連携を促し、生産から消費までの一貫したモデルの創出が必要。
課題	- 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。 - サイズが不揃いであったり変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

学校給食における有機農産物等の総合的な使用促進・有機農産物等の使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とし、先進事例創出のための調査研究を行う。

＜事業内容＞

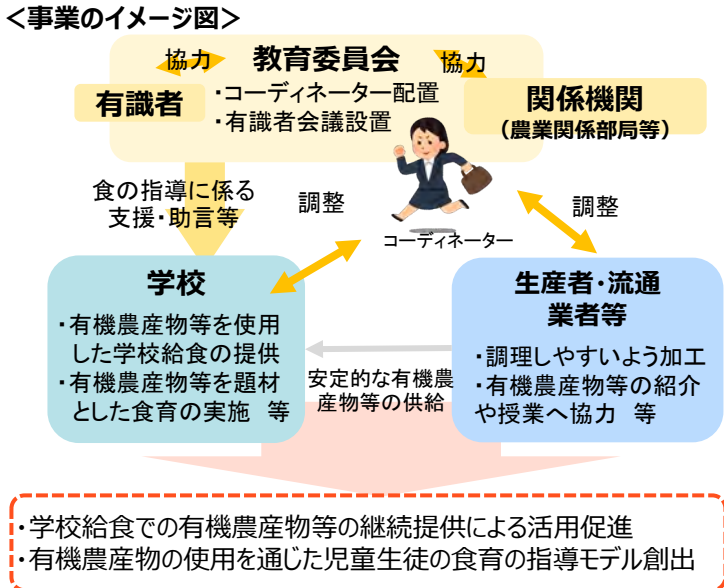
○有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、食文化・産業への理解促進、生産者への感謝の気持ちの醸成などに係る方策と効果を研究
- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、持続可能性の高い農業に係る理解を促進することなどに係る方策と効果を研究
- 効果的な農業体験の導入等による環境負荷低減に係る理解を促す方策と効果を研究

○有機農産物等の安定的な供給による使用促進

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーター等の人材配置や、安定的な供給の促進に資する契約による有機農産物の導入への効果を研究
- 調理器具の購入や人材配置の工夫、そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうこと等による有機農産物等の加工効率化の効果を研究
- 有機農産物等を活用した新しいメニューの開発、食育を目的とした定期的なメニュー化の促進等による有機農産物等の活用増加への効果を研究
- 有機農産物等の供給量確保のための関係機関との連携方策の実施とその効果を研究

＜事業のイメージ図＞



The diagram illustrates the project's vision. At the top, the 'Education Committee' (教育委員会) is shown with 'Coordinators' (コーディネーター) and 'Involvement of Stakeholders' (関係機関) (Agriculture-related agencies, etc.). The 'Involvement of Stakeholders' box lists 'Coordinator assignment' (コーディネーター配置) and 'Stakeholder meeting establishment' (有識者会議設置). Below this, a 'Coordinator' (コーディネーター) is shown as a central figure. To the left, 'Schools' (学校) are shown using organic products for school meals, as themes for food education, and for other food education activities. To the right, 'Producers and Distributors' (生産者・流通業者等) are shown providing easy-to-process organic products, introducing them, and cooperating with schools. Arrows indicate the flow of products and information. A dashed box at the bottom summarizes the goals: 'Promotion of continued use of organic agricultural products in school meals' and 'Creation of a food guidance model for children's food education through the use of organic agricultural products'.

件数・単価	8箇所・7百万円/箇所	交付先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	-------------	-----	--------	------	---

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
- 受託先における学校給食における有機農産物等の使用率の前年比増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増	- 学校給食における有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による有機農産物等を使用する自治体数の増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増	- 学校給食における有機農産物等の全国における使用率の上昇 - 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要。

事業①食に関する健康課題対策支援事業 39百万円（25百万円）

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

【民間団体等】

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施**

【地方公共団体】

市町村内の各児童生徒への個別指導を実施し事例を積み上げるとともに、設置者として市町村内の児童生徒に継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施

アウトプット

研修会参加人数の増
個別指導の実績数の増

短期アウトカム

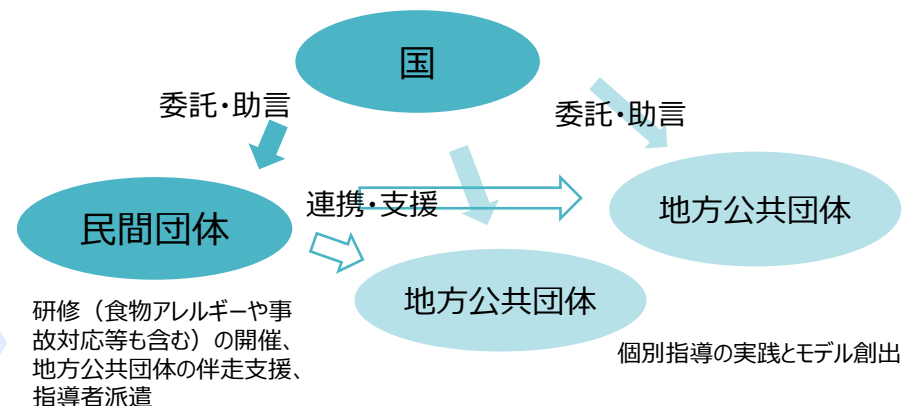
栄養教諭の個別指導力向上
による関係者の満足度の向上

長期アウトカム

栄養教諭の個別指導による
生徒の健康状態の改善・向上の件数増

委託先：民間団体等、地方公共団体
件数・単価：＜研修会実施＞ 1箇所・9百万円（民間団体等）
＜調査研究＞ 14箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費等
事業開始年度：令和5年度

（事業イメージ）



事業②食の指導改善充実に向けた調査研究 20百万円（6百万円）

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

アウトプット

食に関する評価のモデル
の整理・試行の実施

短期アウトカム

食に関する評価の実施

長期アウトカム

食の評価に係るPDCAサイクルが確立し、児童生徒の食についての正しい知識や適切な判断力向上、食に対する意識の向上を体系的に促進

事業概要

食に関する実態調査を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。
また、学校給食摂取基準改定に係る各種検討を新たに実施。

委託先：民間団体等
件数・単価：1箇所・16百万円（民間団体等）
対象経費：有識者会議の開催や評価方法の試行に必要な謝金、旅費、人件費等
事業開始年度：令和6年度

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

栄養教諭

- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

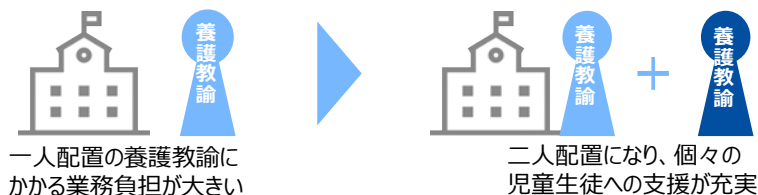
- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

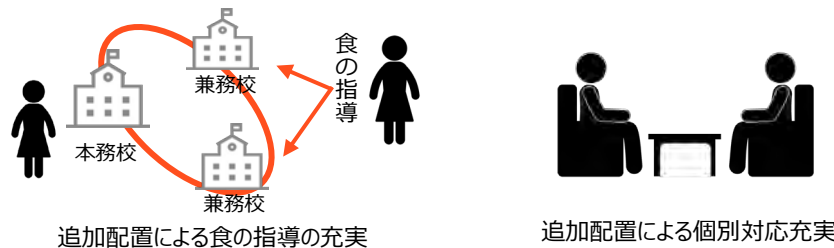
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

68百万円
70百万円



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

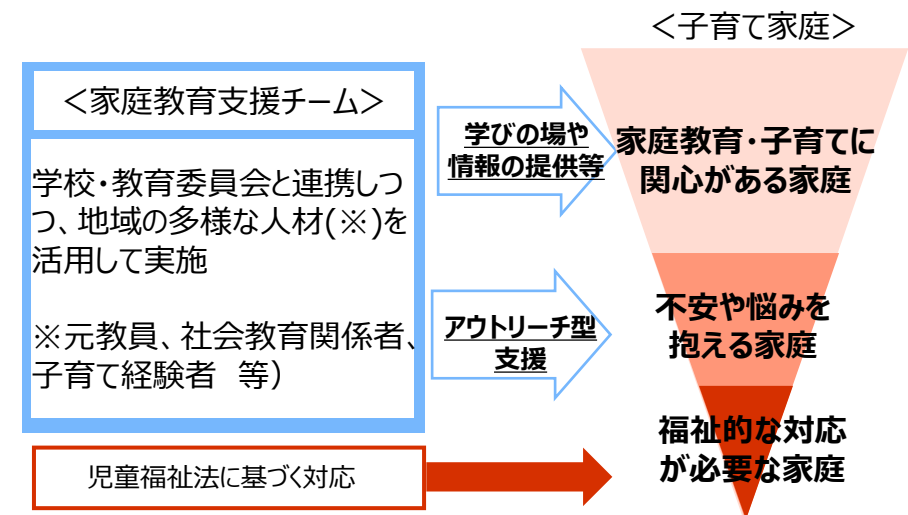
骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

（こども大綱の推進）

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R5:40.0%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修 等
- 学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）、木材利用の促進（木造、内装木質化） 等

長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備



災害時にも利用可能な
学校体育館の空調設備



洋式化、乾式化された
安全で清潔なトイレ



地域コミュニティの拠点として、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進



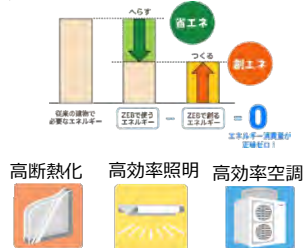
校舎の柱や内装に木材を活用し、
温かみのある学習・生活環境や脱炭素化を実現



バリアフリートイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化



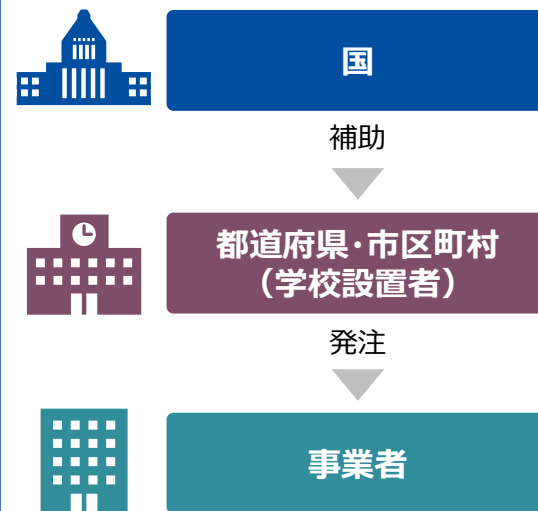
学校施設のZEB化



事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部を事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》



事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安心・安全な教育環境を確保。